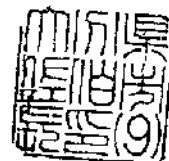


要件設定型一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び佐伯市契約規則（平成 17 年佐伯市規則第 66 号）第 22 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 29 日

佐伯市長 富高 国



第 1 競争入札に付する事項

- 1 件名 令和 8 年度 基幹系端末更新賃貸借（長期継続契約）
- 2 納入場所 佐伯市が指定する場所
※詳細場所は、セキュリティの観点から落札者のみに通知する。
- 3 契約期間 契約締結日 から 令和 13 年 11 月 30 日 まで
- 4 賃貸借期間 令和 8 年 12 月 1 日 から 令和 13 年 11 月 30 日 まで（60 か月間）
- 5 仕様 別紙仕様書のとおり
- 6 予定価格 公表しない
- 7 最低制限価格 適用しない
- 8 契約方法 (1) 長期継続契約方式
(2) 第三者賃貸方式

※納入業者（物品の販売業者）、賃貸人（物品のリース会社）及び佐伯市の三者間で契約を締結し、物品を納入業者の責任において第三者をして本市に賃貸する方式をいう。）

上記の 2 方式を適用することとし、納入業者がリース料月額（税抜き）をもって入札すること。

なお、本市は、納入業者と賃貸人間の代金決済について関知しない。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者又は同条第 2 項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。
- 2 納入業者及び賃貸人が、各々佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号）に規定する有資格者であり、本店又は佐伯市との契約について委任を受けた本店以外の営業所（支店等）の所在地が九州管内であること。
- 3 公告日から入札予定日までの間に佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年告示第 163 号。以下「指名

停止基準」という。)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- 4 入札予定日以前3か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）
- 6 この入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号。）第6条第1項に定める暴力団関係者でない者であること。
- 7 納入業者は、第三者である賃貸人たるリース会社を選任し、その貸付能力を自らの責任において証明した者であること。

なお、賃貸人は、本入札において2以上の納入業者の賃貸人を兼ねることはできず、入札に自ら参加することもできない。

第3 入札手続等

1 担当課（入札及び契約担当課）

郵便番号：876-8585

所在地：大分県佐伯市中村南町1番1号（佐伯市役所本庁舎4階）

部署名：佐伯市役所 総務部 情報推進課

電話番号：0972-22-4543（直通）

電子メールアドレス：suisin@city.saiki.lg.jp

2 仕様書等の閲覧の期間及び方法

（1）閲覧期間

公告日から令和8年6月14日 日曜日の午後5時までとする。

（2）閲覧方法

仕様書等（入札説明書、各種様式含む）の閲覧については、佐伯市ホームページ（<https://www.city.saiki.oita.jp/list05224.html>）に掲載するので、ダウンロードして閲覧すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課へ問合せすること。

3 入札に関する質問について

（1）質問方法

本入札（仕様書・様式の記入方法等）に関して質問がある場合には、公告日から令和8年6月4日 木曜日の午後5時までに第3の1の担当課へ質問回答書（様式3）により電子メールで提出し、確認のため、送信した旨を電話連絡すること。

（2）質問に対する回答

令和8年6月8日 月曜日までに、佐伯市ホームページ (<https://www.city.saiki.oita.jp/list05224.html>) に掲載するものとする。

4 競争入札参加資格確認申請書類の提出期間等

入札参加者は、第2に掲げる資格を有することを確認するために、次に掲げる書類（以下「申請書」という。）を提出期間内に提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書	1部
イ 第三者賃貸方式による貸付能力等証明書	1部
ウ 納入機器明細表	1部

※ウについては、納入品の仕様書の内容が確認できる資料（パンフレット等）を添付すること。

(2) 提出期間

公告日から令和8年6月9日 火曜日までの午前8時30分から午後5時まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出方法

提出期間内に第3の1の担当課に持参又は郵送（一般書留、簡易書留のいずれかによる）により提出すること。

なお、郵送する場合は、事前に担当課に電話連絡することとし、提出期間内の必着とする。また、郵送に係る費用は申請者の負担とする。

(4) 提出された申請書は、返却しないものとする。

(5) 提出期間後に申請書の修正、差替え又は再提出は、原則として認めないものとする。

(6) 提出書類の様式は、佐伯市ホームページ (<https://www.city.saiki.oita.jp/list05224.html>) からダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、第3の1の担当課へ問合せすること。

5 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和8年6月11日 木曜日までに入札参加資格を確認するものとする。確認後、入札参加資格を有する者に対する通知は省略するものとし、入札参加資格を有しない者に対する通知は、令和8年6月11日 木曜日までに行うものとする。

6 入札説明会 実施しない

7 入札保証金 免除

8 入札及び開札等

(1) 入札日時 令和8年6月15日 月曜日 午前10時00分（時間厳守のこと）

(2) 入札場所 佐伯市役所 本庁舎4階 402会議室

(3) 入札方法 持参に限る。郵送及び伝送による入札は認めない。

(4) 入札回数 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(5) その他（※入札注意事項を参照すること）

ア 入札書（様式1）に記入する金額は、リース料率及び納入に要する一切の諸経費を加味したリース料月額（税抜き）を記入すること。

イ 落札者の決定は、最低価格落札方式で行う。

ウ 入札室には、入札者以外の者は入室することができない。ただし、入札執行者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

エ 入札者は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。

オ 入札者は、入札執行者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、この入札が終了するまでは入札室を退室することはできない。

カ 入札者又はその代理人は、入札開始前に、身分証の提示、またその代理人は、入札権限に関する委任状（様式4）を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

キ 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は、入札室から退去させることができるものとする。

（ア）公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

（イ）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者

ク 入札書（様式1）及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本通貨による表示とする。

ケ 入札書（様式1）へ手書きで記入する場合は、ペン又はボールペン（えんぴつ、消せるボールペン等訂正が容易にできる筆記具は不可）を使用すること。

コ 入札者は、その提出した入札書（様式1）の引換え、変更及び取消しをすることができない。

サ 落札決定に当たっては、入札書（様式1）に記入された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（様式1）に記入すること。

(6) 開札 入札後、即時行うものとする。

第4 落札者の決定方法

1 開札後は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、直ちに落札者の順位を決定するためのくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、入札事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。

第5 入札結果について

落札者を決定したときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を落札者とされなかった入札者に入札会場にて告知するものとする。

第6 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

ただし、落札者が佐伯市契約規則第6条第3項の免除規定に該当する場合は、契約保証金を免除することができるものとする。

第7 入札の無効

1 佐伯市契約規則第28条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない場合がある。

- (1) 記名押印を欠く入札
- (2) 件名又は金額の記入がない入札
- (3) 入札書(様式1)に入札者又はその代理人の氏名がなく、入札者が判明できないとき。
- (4) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。
- (5) 二以上の意思表示をした入札
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) この公告に示した申請書を提出しない者のした入札(申請書の未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。)
- (8) この公告に示した競争参加資格のない者又は申請書に虚偽の記載をした者の入札
- (9) 申請書の説明を求めた場合において、正当な理由無くこれを拒否した者のした入札
- (10) その他入札に関する条件(関係法令、仕様書、本入札に関する添付資料の記載事項)に違反した入札

2 この入札において情報が寄せられ、落札予定者が明らかであり、当該情報が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該情報を談合情報として取り扱うものとする。また、談合があったと認定した場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えたうえで再度公告を行うものとする。

- (1) 入札に参加する者が落札予定者等について話し合った事実を客観的に示すメモ、録音又は録画テープ、ファクシミリ送信票等の具体的な物証
- (2) 落札予定金額(率)
- (3) 一般競争入札における入札参加者
※入札参加者が容易に類推できる入札に係る情報を除く
- (4) その他談合に参加した当事者以外に知り得ないもの

第8 契約書の作成

1 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

- 2 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。
- 4 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

第9 その他

- 1 この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、佐伯市契約規則、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- 2 申請書に虚偽の記載をした場合においては、指名停止基準に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 契約担当者は、落札者決定後、契約締結までの間に落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、落札者決定の取消しを行うことができるものとする。
この場合において、契約担当者は落札者決定の取消しに伴う損害賠償の責を一切負わないものとする。
 - (1) 指名停止に基づく指名停止措置を受けたとき。
 - (2) この入札の公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 4 入札参加者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 5 契約担当者は、必要があると認められる場合は、入札若しくは開札の延期又は取り消しを行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、入札参加者に対し損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- 6 この競争入札に参加しようとした者から提出された申請書は、公表しないものとする。
ただし、情報公開請求、地方自治法第98条による請求又は刑事訴訟法第197条第2項による照会等があったときはこの限りでない。
- 7 この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約書には「この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る賃借人の歳出予算において減額又は削減があった場合、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。」旨の条項を盛り込むものとする。

- 8 入札を辞退する者は、入札辞退届（様式2）を提出すること。
- 9 その他不明な点は、第3の1の担当課まで照会すること。